

ベトナムで体験した 日本の労働外交と ベトナムの労使関係



はじめに

外交という政府がおこなうものと思われがちかもしれませんが、民間外交という言葉があるように政府だけの専売特許ではありません。多くの様々なレベルの組織が外交にかかわることが、グローバル化が進んでいる現代では望ましいことです。

2004年4月から2005年9月までの1年半の間、在ベトナム日本大使館に公使として勤務中、日本の労働組合やそれに関連

する組織がベトナムで活動する場面に接してきました。厚生労働省から日本大使館に向向して働く職員(レーバー・アタッシェ)がベトナムにはいなかったために、労働法や労使関係論を専門としている筆者に、労働関係の仕事がまわってきた。そこで経験から感じたことを中心に述べてみたいと思います。

1年半の間で、私に対応した労働組合の活動は4件ありました。2004年5月連合群馬の海外視察団、2005年5月の連合とベトナム労働総同盟との国際セミナー

相違点や類似点を認識しあうことが、出発点であります。それが労働外交を始める第一歩になります。しかし、この段階で終わってしまうのが通常のようなものです。海外視察の報告書をまとめてしまうと、日常の忙しさにまぎれてしまつて、個人のレベルの体験として、記憶の中に残つて終わってしまうのです。次の段階であるベトナム側との日常の交流にまで進むことはまれです。通信手段の発達した現代ですから、どこかの組合とコネをつけて交流を継続することも不可能ではありません。交流が続くと、ベトナム側から日本の援助を期待される場合が多くなります。ベトナムは援助慣れしています。日本のような裕福な国から援助を受けるのは当然としていますから、次々と要求されることは目に見えています。そのわずらわしさを避けるというのも一つの選択肢ですが、答えられない要求にはつきりと断るほかありません。そのことを前提としても、海外視察をその後に生かす工夫が少し不足しているように感じられました。

海外視察による労働外交

海外視察団はベトナムの社会労働事情や日本企業の動向を勉強す

1、6月電機連合中国地協の海外視察団、9月の国際労働財団による市場経済化の労使関係セミナーでした。厚生労働省、日本ILO協会、国際研修協力機構、国際自由労連がかかわるセミナーもありましたが、それらは除いておきます。

るために来られている。ベトナムに進出する日本の企業が増えており、自分が所属している企業がベトナムに進出しているケースもあり、ベトナムへの関心の高まりを反映しているように感じました。1週間ぐらいの期間で、ハノイとホーチミンを訪問すると、ハードスケジュールになりがちですが、現地に足を踏み入れて、その空気を吸うことは、貴重な体験であり、ベトナムへの理解度を高めることでしょう。忙しい日程の中で、現地の歴史や文化にも触れるとなると、ベトナムの労働者や組合役員との接触が少なくなりがちです。

共産党の一元支配のもとでの社会主義市場経済化という、日本とは異なる政治経済体制におかれていたベトナムの労働者や労働組合の現状を知るために、どのような問題を抱えているかの経験交流の場が設けられれば、もっと理解度が高まるように感じられました。言葉の問題があつて、通訳を交えての会話になりますが、お互いの

不足しているように感じられました。ここでの海外視察は日本からベトナムにだけける視察ですが、ベトナムから日本へ視察に来る場合もあります。自費で日本に来ることとは大変ですので、日本側が人物招聘事業として、招待するケースが多いでしょうが、その研修でベトナムの組合役員を受け入れる時もあるでしょう。その人を通して、交流の機会をつかむこともできるでしょう。グローバル化が進んでいる中で、上部団体だけでなく、個々の企業別組合も国際化への対応を果たす必要性が生まれてきています。海外視察を生かして、国際性豊かな特色ある活動で若者を惹きつけることができないうか。

労使関係セミナーによる労働外交

現地の労働者や組合役員と接触する機会が多いのはセミナーの場合

です。そこでは経験交流の場でもあり、それぞれの活動の紹介がなされており、よりレベルの高い労働外交が実施できる場になります。

セミナーでは日本側が教師の役割を持ち、ベトナム側が教わる立場に立つて行われることが多いです。ベトナム側は社会主義市場経済化実現のために、市場経済の先輩国である日本の経験から学ぶとしています。

労働組合が主催する労使関係のセミナーでは、労使間で団体交渉をおこなない、その結果まとまった内容を労働協約として締結し、労働条件を決定していくというシステムが日本側から説明がなされます。連合がかかわったセミナーでは「企業の社会的責任」の問題もテーマとなつており、企業行動綱領をベトナムに導入するにはどうすればよいか議論されています。これらのセミナーを通じて感じたことは、資本主義国の労使関係がベトナムの労働組合にとって は分かりにくいのではないかと



●神戸大学大学院教授
前・在ベトナム日本大使館公使

香川 孝三 かがわ こうぞう
東京大学法学部卒。同大学院法学政治学
研究科博士課程修了。同志社大学教授を
経て、神戸大学大学院国際協力研究科教
授(現在)。2004年4月から200
5年9月までの1年半、在ベトナム日本
大使館公使を経験。他にアジアボラン
ティアセンター副代表、IMF・IC
労働リサーチグループ運営委員。主な
著書：「インドの労使関係と法」、「アジ
アの労働と法」など多数。

う疑問です。これには二つの理由があります。

ベトナムの労働組合の特徴その1——社会主義体制に組み込まれた労働組合

1つは、ベトナムの労働組合が社会主義体制に組み込まれているためです。市場経済化といっても社会主義の看板は下ろしていません。社会主義はまだ実現していません。そこに向かって進んでいるという捉え方がなされています。したがって、労働組合は社会主義体制を推進するための組織とされています。ベトナム労働総同盟は祖国戦線の有力メンバーであり、その委員長（現在は女性委員長）は150名いる共産党中央委員会のメンバーであります。祖国戦線はフランスの植民地支配を終結させたジュネーブ協定に定められた総選挙を南北統一して実施するために、1955年に北部で結成された「ベトナム祖国戦線」が起源ですが、1975年のベトナム戦争

終結後の1977年に南部のベトナム民族解放戦線と統合して、現在の祖国戦線になっています。女性同盟、退役軍人会、農民同盟、ホーチミン青年同盟らも有力メンバーとなっています。ベトナム共産党の方針や政策をひろめ、その実現のために人民を動員することが祖国戦線の役割です。

たとえば、祖国戦線は国会議員選挙の立候補者を決定する権限が認められています。また、第一審の裁判所には職業裁判官のほか、必ず人民参審員という素人が裁判に加わるようになってきますが、その人民参審員を推薦できるのも祖国戦線です。その推薦を受けた者の中から、地方人民評議会（日本流に言えば地方議会）の選挙によって、人民参審員が選ばれます。その選ばれた人民参審員の中から具体的な事件毎に選ばれて法廷で職業裁判官と同じ役割を果たしています。このような祖国戦線を実質的に動かす有力メンバーの1つがベトナム労働総同盟とその傘下にある地域労働組合や基礎労働組合（個々の企業毎に結成される組合のこと）なのです。つま

り、共産党支配の社会主義体制にぴたり寄り添っているのが労働組合ということになります。社会主義市場経済化を推進しているのが共産党であり、労働組合もその方針にしたがっています。その政策を妨害する方針を組合が採用することは許されません。

このことは企業の中で、経営の方針には労働組合も従わざるをえない状況にあることを意味します。資本主義国であれば、そのような労働組合は御用組合と言われますが、社会主義国のベトナムでは、労働組合は企業と協調的な関係を持つ状況に置かれているということになります。

ベトナムの労働組合の特徴その2——労使関係の存在が不明瞭な労働組合

以上のことは第二の理由である、労使関係の存在が不明瞭になっていることにつながっています。労働組合の構成員ですが、企業の長も含まれている場合が多い

ことが特徴になっています。つまり、社長も管理職とともに組合員ということがあります。基礎労働組合を結成する時、その世話をするベトナム労働総同盟の地域組織と企業側が話し合っ社長に組合員資格を与えるかどうか決めることになっています。与えることになれば社長も組合員ということになります。つまりすべての会社の構成員が組合員ということになります。もし、社長を除くと決まれば、社長を除くすべての構成員が組合員ということになります。ただし、外国人はそもそも労働組合に加入できない制度になっています。これも労働組合は社会主義体制とつながっているために、外国人を組合員とするとやっかいなことになるからです。

このことは組合費の徴収にも表れています。組合員は組合費として賃金の1%を支払いますが、企業側も全労働者に支払う賃金総額の2%を組合に渡しています（民間企業と外資系企業はこの支払い義務が免除されていますが、実際には支払っているところが多い）。企業から経理上の援助を受けてい

ハノイにある在ベトナム日本大使館



はほとんどないのが現状なのです。賃金体系をどうするか、賃金水準をどうするかの問題には労働組合はタッチしていません。しかし、企業側が決めた賃金規則に従わないで賃金額が決められた場合に、個別紛争が生じれば、その解決に労働組合は乗り出さず、賃金制度や賃金水準をどうするかという集団紛争には労働組合はかかわらないのが現状です。

ベトナムの組合役員の意識と反応

以上のような状況を前提とすれば、日本側が団体交渉を通じて労働協約で労働条件を決めるシステ

ムを説明しても、自分の国には合わないという判断がなされてしまいます。このような見方をベトナムの組合役員が持っていることがはっきりと分かったのは、日本ILO協会が実施した労使関係セミナーの場でした。このとき、私も発言の機会が与えられたので、「資本主義国の労働組合は、企業に協力する場面と対抗する場面があって、生産性を高める場合には組合は企業に協力するが、賃金のように企業の成果をどのように分配するかを決める場合には、労使は対抗的な関係になる」ということを説明しました。そのとき、参加者が不思議そうな顔をして、「賃金も企業の存続にかかわる問題なので、企業経営者が決定して当然である」という反論をしてきました。特に国営企業では国の予算制度とつながっていて、「国が賃金を決めるのが当然である」としています。

それに対して、「たしかに日本でも国が経営する組織では国の予算制度とつながっており、団体交

渉だけでは決められない制度になっていますが、民間企業や外資系企業では企業毎に決められるのはなぜですか。自分が働いて得る対価を相手が決めるままに任せられますか」という疑問を投げかけました。ベトナムではマーケットに行く、必ず値段交渉して買わないと、ほられません。スーパーマーケットやデパートでは定価販売になってきていますが、普通のマーケットでは値段交渉はつきものです。厳しい交渉のやり取りをしてやっとなり決まります。契約が支配するマーケットこそ、市場経済の典型的な場です。気の弱い日本人はこれが苦手です。「値段交渉に長けているベトナム人がなぜ賃金の交渉をやらないのか」という疑問を出しました。「賃金交渉こそ市場経済化の象徴ではないですか。日本人よりもっと上手に交渉するのはないですか。ベトナム人の得意な分野をなぜ放棄するのですか」とも言いました。しかし、その反応は芳しくありま

ることになります。これも労使という関係がいまいちになる原因になっています。企業側が支払うのは労働組合が企業に協力することへの賛助金ということになります。そこで、基礎労働組合はレクリエーション活動や福祉活動を主な活動とならざるをえない状況になります。言い換えれば賃金交渉

せんでした。

将来を見据えた労働外交——市場経済化が進展すれば賃金交渉は不可避

ベトナムに進出している日本企業にとつては、賃金交渉がないので経営がやりやすいと思います。日本企業側は私の発言は困ったことだと思われるかも知れません。しかし、「市場経済化が進展してくれば、賃金交渉は不可避ではないか」と思っています。そのことから、日本の労働組合のセミナーは『将来を見据えた労働外交』と評価できると思います。しかし、ベトナムにそのような事態がいつ訪れるのかは予想が付きません。

ベトナムの労働組合との交流の仕方

ベトナムの労働組合にはもう一つやつかいな問題があります。ベトナム労働総同盟しか組合として

いので大勢に影響がないことも、非共産党員の存在を認める余裕を生んでいるものと思われま

人権問題でも、政治犯が今も刑務所に入っています。時々恩赦で釈放されているケースを新聞報道で知ることができましたが、政治犯が全員釈放されているわけではありません。少数民族の宗教問題をきつかけとして、少数民族を弾圧しているのではないかと疑い、アメリカからかけられています。もちろんベトナム政府はそれに反論しています。本の出版や映画の撮影、テレビのニュース番組放映には文化情報省の許可が必要であり、表現の自由の規制はかなりきついという印象を持っています。外国人がホテルに泊まれば、管轄する公安にその名簿が毎日提出されています。それでも1986年ドイモイ政策の採用を決議する前と比較すれば、緩やかになったと言えましょう。それ以前には外国人がベトナム人と会う場合には、事前の許可が必要でありましたし、ベトナム人の自宅を訪問す

承認されていないことです。それ以外の組合は認められていないということですが、これは結社の自由を保障していないことを意味します。当然ベトナムはILO条約87号および98号を批准していません。これを問題とすることはベトナムの政治体制の根幹にかかわることなので、外国人はこれに触れないようにする必要があります。

厚生労働省がベトナムに援助しているのは『職業訓練』と『労働安全衛生』の分野です。この2つの分野は技術支援だけで対応可能であり、政治体制とはほとんど関係ない分野なので、援助対象分野とされています。労働組合ならば『労働安全衛生』の分野でベトナムに協力することができます。これについては、国際労働財団（JILAF）が実際に実施しています。この2つの分野だけでなく、『労使関係のあり方』にまで言及することは、ベトナムでは問題とはされないのかという疑問も感じています。というのは、ベトナムは『開発独裁の国』だからです。

ベトナムを『開発独裁』と位置づけるのは、経済開発を国のもつれば、あとで公安から尋問を受けなければならぬという状況と比べれば、それが無い今日はゆるやかなになったと言えましょう。しかし、日本と比べれば日常生活の中で、ベトナム人は規制を受けていることを感じます。観光客として、町を歩いているかぎりは、どこが社会主義国なのだろうと感ずるかもしれません。生活してみれば日本との違いを感じます。

この開発独裁体制のもとで、結社の自由を主張することは許されない行為ということになります。日本の労働組合は政府が公認するベトナム労働総同盟と共同でセミナーを開催するので、ベトナム政府側はなにも問題とは思っていないのでしよう。しかし、結社の自由の尊重を強調すると問題視されることではしよう。そこで、日本の労働組合は抑制した範囲での活動をせざるをえないのではないかと感じました。さらに突き詰めれば、ベトナム労働総同盟への支援が開発独裁体制を強化することに貢献するというおそれもありえ

とも重要な政策としていること、政治体制が共産党の1党支配であり、「民主化」や「人権」の問題を抱えていることが、その根拠です。アジアの資本主義国でも開発独裁とされる国がいくつかありましたが、社会主義体制の国でも中国やベトナムは開発独裁とされています。「独裁」とされるのは、「民主化」や「人権」保障面で問題を抱えているから

ベトナムも政治面をみると、国会議員のほとんどは共産党議員であり、非共産党議員は数えるほどしかいません。共産党以外の政党は認められていません。祖国戦線傘下の組織が推薦する候補者以外に、独立候補として立候補することを認めたのは1989年の国会選挙からです。

開発独裁でも現状ではやむをえないと考えれば、その支援は問題ではないでしょうが、労働組合として、それがどこまで認められるのでしょうか。

社会主義体制の労働組合とのつきあい方

これと同じ問題は中国でも存在します。国際自由労連が中華全国总工会の入会を認めていないのも、この問題と絡んでいます。連合はその点、ゆるやかな対応をしています。連合は1998年以来、中華全国总工会と会談を重ねてきていますが、両国の労働組合の連携強化につながることから交流を実施しています。現時点で問題があることは認識していても、未来を見据えて友好関係を結んでいます。国際自由労連は労働組合の原則論にたつて、それに適合しない組合を排除するという白黒をはっきりつける対応を取っていますが、日

この独立候補者の中に非共産党員が含まれます。それでも推薦候補者と独立候補者の中から、立候補者を決めるのは祖国戦線です。数少ないが非共産党議員の存在を認めているのは政治面での民主化が進んでいることを、内外に知らせるという効果をねらっているものと思われま



三洋電機のベトナム現地法人の生産現場、96年から洗濯機、冷蔵庫、エアコンを製造・販売。

本の未来を志向して付き合いをしていこうとする柔軟な対応とは対照的です。ベトナムで労働外交を展開している日本の労働組合の姿勢にも、そのことが感ずられます。

ベトナム自身、物事には慎重に取り組むために、ゆっくりとではありますが、「民主化」や「人権」保障にも変化が見られます。現段階では不十分でも将来の変化を期待して、関係を続けることが肝要であると思われま